

第2章 重点的な取組

本計画では、「基本目標」の実現に向けて、計画を支える「基本施策」を定め、特に積極的な取組により事業を推進していく必要がある次の「個別施策」を、重点的な取組として掲げました。

時点修正予定の内容を
朱書きにて主に箇条書き

重点的な取組 1	地域生活支援体制の推進【個別施策⑨】
基幹相談支援センターと区内 3 か所の地域生活支援拠点施設（身体障害者の拠点「区立障害者福祉センター」、精神障害者の拠点「区立障害者生活支援センター」、知的障害者の拠点「シャロームみなみ風」）及び関係機関が連携し、障害者や家族、事業者がいつでも相談でき、地域で安心して生活できるように地域生活支援体制を推進しています。今後は新たな拠点を整備し、機能の充実を図っていきます。 ・「滝乃川学園ともいろ」が4か所目の地域生活支援拠点に加わった点 ・基幹相談支援センターが稼働していない夜間・土日祝祭日も稼働し、主に知的障害者の緊急床の利用調整を24時間365日実施する点	
重点的な取組 2	障害等のある子どもへの専門相談の推進【個別施策⑩】
障害のある子どもや発達に心配のある子どもの相談支援環境を整備します。昨今、特に求められているのは専門性の高い相談です。子ども総合センターにおける発達検査や専門職による個別指導、保健センターにおける発達専門の小児科医師による相談、教育委員会における就学相談等で専門的な相談や支援を行うとともに、切れ目のない支援が行えるよう、関係各機関が連携を図っていきます。 ・「子ども総合センター内児童発達支援センター」への名称変更	
重点的な取組 3	病院からの地域生活移行の支援【個別施策⑪】
精神障害者の地域移行については、医療機関との連携を積極的に図り、退院支援を推進しています。退院支援においては、入院中から退院に向けた意欲の喚起や本人の意向に沿った移行支援、医療の継続、地域生活を支えるサービスの提供、居住の場の確保に関する支援など、関係部署が連携し、組織横断的に取り組む必要があります。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築し、地域で精神障害者が生活を継続できるように支援を行き渡らせていきますな体制を整備していきます。	

重点的な取組 4	就労支援の充実【個別施策②④】
障害者の就労意欲の高まりと、企業における障害者雇用に対する理解や法定雇用率の引き上げ等が追い風となる一方、景気の低迷等による社会情勢が見通せない状況です。就職や職場定着の支援など一人ひとりのニーズにあった支援を行えるよう、新宿区勤労者・仕事支援センターや就労支援事業所等との連携による重層的な就労支援を続けます。また、企業に対しても障害者が安心して働き続けられる環境整備を働きかけていきます。 ・就労選択支援に関すること	
重点的な取組 5	障害理解への啓発活動の促進【個別施策③】
障害者差別解消法が改正され、行政機関だけではなく民間事業者にも障害者への合理的配慮の提供が義務付けられます。差別の禁止、合理的配慮の提供が浸透するためには障害への理解が欠かせません。障害理解のための障害者疑似体験を取り入れるほか、障害者と交流する場を設ける等、障害理解を大きく進めるための取組を行います。 ・改正差別解消法の施行に伴う、地域共生社会の実現にむけた気運醸成の更なる推進について	
重点的な取組 6	ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進【個別施策③⑨】
「誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすいまち」の実現のため、「ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくり」を進めています。ユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設整備等ハード面を促進するとともに、ソフト面についても一層の普及・啓発を推進します。 ・「新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例」に関すること	

音声コード